

## 公益財団法人笹川スポーツ財団 アドバイザー会議運営規程

平成23年4月6日

規程 第15号

### (目的)

**第1条** 公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という。）は、スポーツ界のシンクタンクとして様々な研究や調査、分析、提言を行うため、財団の業務運営の充実と経営戦略の推進に関する助言を行う機関として、SSFアドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

### (任務)

**第2条** アドバイザー会議は財団役職員からの相談事項に対応し、各々の知見に基づき助言を行うものとする。

### (委嘱)

**第3条** アドバイザー会議の参加資格は財団（2010年度までは財団法人笹川スポーツ財団）の設立から現在に至るまでの役員、評議員、各種委員経験者及び理事長が参加資格を認めた者とする。

2. 前項の参加資格を有する者の申し出により、理事長はアドバイザーを委嘱する。

### (庶務)

**第4条** アドバイザー会議の運営および庶務は財団事務局が行なうものとする。

### (議長)

**第5条** アドバイザー会議にアドバイザーの互選による議長を置く。

2. 議長は、アドバイザー会議を招集し、議事を整理する。

3. 議長に事故あるときは、議長の指名するアドバイザーがその職務を代行する。

### (会議)

**第6条** 年に2回以上のアドバイザー会議を開催し、第2条に掲げるもののほか、アドバイザー会議の目的や活動等について協議を行なう。

2. 前項のアドバイザー会議の開催については、議事録を作成するものとする。

**(費用)**

**第7条** アドバイザー会議の開催にあたり、費用が生じる場合は財団が負担するものとする。

2. 原則としてアドバイザー会議に関するもの以外の費用については財団では負担しない。

**(その他)**

**第8条** この規程に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営について必要な事項は、理事長が定める。

**附 則** (平成23年4月6日 規程第15号)

この規程は、平成23年4月6日に施行し、公益財団法人笹川スポーツ財団の設立の登記の日(平成23年4月1日)から適用する。